



わくわく だより

2015年7月号

第99号

ひとくちメモ



『2015年度税制改正』<贈与税関係>

1. 住宅取得等資金の贈与税の非課税

平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間に親・祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築・取得又は増改築等のための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たす場合は、一定の非課税限度額まで贈与税が非課税となります。

非課税限度額は、住宅用家屋の取得等の契約の締結時期とその対価の額等の消費税率によって異なります。

※受贈者ごとの非課税限度額

住宅用家屋の契約締結日	右記以外		消費税10%である場合	
	省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円		
平成28年1月1日から 平成29年9月30日まで	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円
平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円
平成30年10月1日から 平成31年6月30日まで	800万円	300万円	1,200万円	700万円

※受贈者の要件

- ・ 贈与を受けた時に受贈者が日本国内に住所を有していること。
- ・ 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属であること。
- ・ 贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること。
- ・ 贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること。
- ・ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等を行うこと。
- ・ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること。又は遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること。
- ・ 受贈者の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある方から住宅用の家屋を取得したものではないこと。
- ・ 平成26年分以前の年分において、旧非課税制度の適用を受けたことがないこと。

※詳細については国税庁ホームページをご参照下さい。

例年より遅い梅雨入りで6月も終わり、2015年も折り返しです。「夏越の大祓(なごしのおおはらえ)」を行う神社のニュースを目にしました。無病息災を祈り、茅の輪をくぐる神事だそうです。夏の暑さから身を守り、英気を養い、残り半年を清らかに過ごす意味もあるとのこと。梅雨は夏への準備期間とも言えますが、年々暑くなる夏に負けないように何か美味しいものでも食べて英気を養いたいと思う私でした。

季節を楽しもうと、スーパーで梅を買って、梅酒作りにトライしました。トライと言っても瓶に入れただけですが、三ヶ月後が楽しみです。もうすぐ、朝顔が咲きそうです。

今年の夏はどんな夏になるのでしょうか。(売買:大和田)



ひとくちメモ

「紫外線」

7月になり、紫外線が一番強い時期になりました。紫外線予防を確認しましょう。

- ★衣服の工夫・・・色は黒がオススメ。出来れば目の詰まったおり方の物。
- ★日傘をさす・・・白よりも黒っぽい物が方が効果的です。
- ★帽子をかぶる・・・顔や首筋を守るだけでなく目に入る紫外線を防ぎます。
- ★日陰に入る・・・簡単なことですが、日なたより半分くらい防ぎます。
- ★日焼け止め・・・2,3時間ごとに塗りなおしましょう。汗をかいたり、水に濡れた時はその都度塗りなおす。

紫外線といえば肌に与えるダメージと知られていますが、

【無料進呈中】知らないと損をする!

『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

～不動産取引って、分からない事が多すぎませんか?～

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。

引っ越し 住宅ローン
税金
自己資金 資金計画



ニャンとなく お家探しはサービス1番の当社へ
TEL 0246 (27) 0331